

客観的根拠に基づく政策推進に向けた関係府省連絡会議の開催について

平成 28 年 10 月 27 日
関係府省等申合せ

1. 科学技術基本計画（平成 28 年 1 月 22 日閣議決定）において、実効性のある科学技術イノベーション政策推進のため、客観的根拠に基づく政策の推進を図ることとされた。このため、関係府省庁、政策調査分析機関、研究助成機関等の関係機関（以下、「関係府省等」という。）の緊密な連携を確保し、必要な調整を行うため、客観的根拠に基づく政策推進に向けた関係府省連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。
2. 関係府省等は、連絡会議を通じて所管するデータベースの相互接続等による総合的データベースの構築を含め、科学技術基本計画の推進に必要なデータの収集、共有、分析及び活用に向けた取組について、相互に連携協力して推進する。
3. 連絡会議の構成員は、以下のとおりとする。

議長	総合科学技術・イノベーション会議議員
副議長	内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）
構成員	内閣官房日本経済再生総合事務局次長
	内閣官房健康・医療戦略室次長
	警察庁長官官房技術審議官
	総務省大臣官房総括審議官
	外務省軍縮不拡散・科学部長〔大使〕
	文部科学省科学技術・学術政策局長
	厚生労働省大臣官房技術・国際保健総括審議官
	農林水産省農林水産技術会議事務局長
	経済産業省産業技術環境局長
	国土交通省大臣官房技術総括審議官
	環境省総合環境政策局長
	防衛装備庁防衛技監
4. 議長は、必要に応じ、政策調査研究機関、研究助成機関等、構成員以外の関係行政機関の職員その他の関係者の出席を求めることができる。
5. 実務的な検討を行うため、連絡会議の下に幹事会（別紙）を置く。
6. 連絡会議の庶務は、関係府省等の協力を得て、内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）において処理する。
7. 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

以上

連絡会議幹事会構成員

議長	総合科学技術・イノベーション会議議員
副議長	内閣府大臣官房審議官（科学技術・イノベーション担当） 内閣府大臣官房審議官（科学技術・イノベーション担当）
構成員	内閣官房日本経済再生総合事務局参事官 内閣官房健康・医療戦略室参事官 内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）付参事官 警察庁長官官房参事官（企画） 総務省情報通信国際戦略局技術政策課リビ°ック・パ°リビ°ック技術革新研究官 外務省軍縮不拡散・科学部国際科学協力室長 文部科学省科学技術・学術政策局企画評価課長 厚生労働省大臣官房厚生科学課長 農林水産省農林水産技術会議事務局研究企画課長 経済産業省産業技術環境局産業技術政策課長 国土交通省大臣官房技術調査課長 環境省総合環境政策局総務課環境研究技術室長 防衛装備庁技術戦略部技術戦略課長

協力機関	国立研究開発法人日本医療研究開発機構 国立研究開発法人科学技術振興機構 独立行政法人日本学術振興会 科学技術・学術政策研究所 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
------	--

※協力機関は必要に応じて追加を検討することとする。

以上

(参考) 第5期科学技術基本計画(平成28年1月閣議決定)(抜粋)

第7章 科学技術イノベーションの推進機能の強化

(4) 実効性ある科学技術イノベーション政策の推進と司令塔機能の強化

基本計画は、中長期的な視点に立ち、10年程度を見通しつつ5年間の科学技術イノベーション政策の姿を示すものである。平成25年度からは総合戦略を毎年度策定し、政策推進の原動力として機能させてきた。今後は、中長期的な政策の方向性については基本計画において示し、その年度に特に重点を置くべき施策については毎年の状況変化を踏まえ総合戦略において示すこととする。

その際、客観的根拠に基づく政策を推進するため、基本計画の方向性や重点として定めた事項の進捗及び成果の状況を定量的に把握するための指標を別途設定する。総合科学技術・イノベーション会議は、関係府省と連携しつつ、この指標を活用し、定性的な情報と併せて、基本計画の進捗把握、課題の抽出及びフォローアップ等を毎年度行う。

その結果については、科学技術イノベーション政策の全体像を俯瞰した上で、限られた資源を必要な分野・施策に適切に配分するため、総合戦略、科学技術関係予算の資源配分方針及び見積り方針調整等に生かし、これらを一体的に運用する。さらに、科学技術イノベーション予算戦略会議等の一層の活用により、関係府省の科学技術イノベーション政策への反映を確かなものとする。

加えて、客観的根拠に基づく政策の企画立案、評価、政策への反映等を進める。このため、経済・社会の有り得る将来展開などを客観的根拠に基づき体系的に観察・分析する仕組みの導入や、政策効果を評価・分析するためのデータ及び情報の体系的整備、指標及びツールの開発等を推進する。公募型資金については、府省共通研究開発管理システムへの登録の徹底や、当該システムと資金配分機関のデータベースとの連携を進めつつ、総合科学技術・イノベーション会議及び関係府省は、公募型資金に対する評価・分析を行い、その結果を資金配分機関やステークホルダーに提供する。

また、本基本計画では、我が国全体の科学技術イノベーション活動やその成果に関して、達成すべき状況を定量的に明記することが特に必要かつ可能な事項について目標値を定めているが、これらは各現場にそのまま適用されるものではない。各現場においては、これらの目標値の達成が自己目的化され、かえって科学技術イノベーションの推進を阻害することがないように留意が必要である。したがって、総合科学技術・イノベーション会議は、目標値が各現場における科学技術イノベーション活動にもたらす影響について不断に把握・検証し、必要に応じ、科学技術イノベーション推進の観点から適切な措置を講ずる。

総合科学技術・イノベーション会議は、司令塔機能の更なる発揮に向け、産学官・関係府省が総力を挙げて研究開発及び社会実装を進めるSIPを強力に推進するとともに、IMPACTの更なる発展・展開を図る。さらに、科学技術の進化に既存の制度やルールが必ずしも追いついておらず、これが未来の産業創造や社会変革の妨げとなっている可能性もあることから、科学技術イノベーションに関連する様々な制度の改革や整備の調整等についてスピード感を持って推進する。

以上の推進に当たり、総合科学技術・イノベーション会議は、他の司令塔機能(日本経済再生本部、規制改革会議、国家安全保障会議、まち・ひと・しごと創生本部、IT総合戦略本部、知的財産戦略本部、総合海洋政策本部、宇宙開発戦略本部、健康・医療戦略推進本部、サイバーセキュリティ戦略本部、国土強靱化推進本部等)や日本学術会議との連携を更に深める。また、関係府省や公的シンクタンク、関係者等の協力を得つつ、必要な体制強化を図り、国として重点的に取り組むべき事項や、府省横断的な取組が必要な事項への対応を強力に進めていく。